

起業カフェ

ロゴマーク・商標登録

商標登録が企業を守る!

商標登録で強力な 企業ブランディングを!!

無料
個別相談会

『商標』とは、商品やサービスに付けられた『名称』です。

この商標は特許庁に登録することによって、その『商標』に対する『独占的使用権』が与えられます。『商標』の使用について第三者から文句を言われることもなければ、その『商標』を第三者が無断で使用していれば、これを止めさせることが出来ます。

会社(店舗)を一代で立ち上げ、汗水たらして軌道に乗せ、また、先祖代々続いてきた会社をやりくりして世間様の信頼を得て安定した仕事を続けているところにいきなり自社と同じ会社(店舗)名を名乗るところがある日突然現れ、あえなく会社(店舗)名を変えざるを得なくなってしまうことも充分に考えられます。

この事は永年経営を続けてこられた経営者ほどぞっとする思いも強く感じられるかと思えます。

今後、日本は愚か世界中で様々な商品やサービスが益々世に現れてきて、今以上にそれらの商品やサービスに差別化が求められる時代が来ることは明らかです。従ってこれからの経営者は、自社のブランディングと経営者、社員共に安心して仕事が出来企業組織を早々に確立するが不可欠です。

会社(店舗)名・ロゴマークを会社設立時に制作するだけではなく、それと同時に商標登録して、全社員の気持ちを結束させて企業目標を追求していかなければ生き残ることは難しいでしょう。

【事例1】ホテルの名称に関する怖い話

甲社は、某地方都市で長年に渡って『ホテル乙』の経営を行っていましたが、5年程前に、このホテルの名称を『ホテル丙』に変更し、その後、何事もなく営業を行っていました。

ところが突然、甲社は、フランスにあるA社から『『ホテル丙』の名称使用は、A社の商標権を侵害しているものである。』との警告書を送り付けられました。この警告書を受けて、特許庁のホームページを調査したところ、フランスのA社が、日本国で『ホテル丙』の商標登録をしていることが確認されました。

要するに甲社は、『ホテル丙』の名称を商標登録している会社が存在しているかの確認をすることなく、自社のホテルに『ホテル丙』の名称を付して、5年以上に渡って営業を続けてしまったわけです。

これは明白な商標権の侵害であり、商標権の侵害があった場合、法律上、その商標を使用した営業が差し止められてしまうのはもちろんのこと、これまでの売上利益全額に相当する損害賠償債務(とんでもない金額になります)を負担することになります。

結局甲社は、急遽、『ホテル丙』を『ホテル丁』に名称変更し、看板、寝具、スリッパ、歯ブラシ等の全ての什器備品の表示を『ホテル丁』に変更し、その写真と謝罪文をフランスのA社に発送することによって、何とか損害賠償債務を免除して貰うことができ、現在も『ホテル丁』の名称で営業を継続しています。

対象者

- 法人設立をお考えの方 ● 事業拡大をお考えの経営者
- 将来的に福岡のみならず大阪、東京、海外への進出をお考えの経営者

12月の無料個別相談会日程

【日時】平成23年12月1日(木)

【予約受付中】① 14:00~ ② 15:00~ ③ 16:00~

【場所】福岡市中央区大名2-10-1シャンボール大名1F
インプレス福岡(株) (デザインはんこ)

【相談料】無料 ※完全予約制 ※所要時間:約1時間

講師プロフィール

弁護士法人 衛藤法律特許事務所

弁護士・弁理士 小田 雅章氏

1998年3月名古屋大学工学部大学院卒業。

東京の某大手電線会社、大阪の司法書士、特許事務所に勤務。
衛藤法律特許事務所に勤務以降は、主に企業法務を担当する傍ら、地方弁護士・弁理士として様々な事件を担当。

その後2010年8月開設の衛藤法律特許事務所・福岡事務所の所長、現在に至る。

<http://www.eto-lawpatent.jp/>

【主催・お問い合わせ先】

インプレス福岡株式会社

デザインはんこ

TEL.092-752-0888

デザインはんこ

検索

【月~金】9:00~19:00

【土曜日】10:00~18:00

【定休日】日曜・祝日